

福岡県公報

令和 5 年 3 月 3 日
第 378 号

目 次

告 示 (第116号 - 第119号)

○福岡県財務規則の規定による工事請負契約書	(財産活用課)	1
○道路の供用の開始	(道路維持課)	21
○道路の供用の開始	(道路維持課)	21
○道路の占用の制限	(道路維持課)	21
公 告		
○大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	30
○大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	30
○大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	30
○大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	31
○大規模小売店舗立地法第 6 条第 2 項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	31
○大規模小売店舗立地法第 6 条第 2 項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	32
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	32
○落札者等の公示	(総務事務厚生課)	33
○特定農業用ため池の指定	(農村森林整備課)	33
○特定農業用ため池の指定の解除	(農村森林整備課)	33

○林業種苗法に基づく生産事業者の登録	(林業振興課)	34
○令和 5 年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施について	(建築指導課)	34

公安委員会

○福岡県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則	(警察本部警務課)	35
○福岡県警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則	(警察本部警務課)	35
○猟銃及び空気銃の所持に関する講習会 (初心者に対する講習会) の開催	(警察本部生活保安課)	36
○猟銃及び空気銃の所持に関する講習会 (経験者に対する講習会) の開催	(警察本部生活保安課)	36
○猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (警察本部生活保安課)		37

雑 報

○審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱の規定に基づく意見募集の結果	(生活衛生課)	37
--------------------------------------	---------	----

告 示

福岡県告示第116号

福岡県財務規則 (昭和39年福岡県規則第23号) 第166条第 2 項の規定による工事請負契約書を次のように定め、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

福岡県財務規則の規定による工事請負契約書 (令和 3 年 3 月福岡県告示第281号) は、令和 5 年 3 月31日限り廃止する。

令和 5 年 3 月 3 日

福岡県知事 服部 誠太郎

工事請負契約書

1	工 事 名	
2	工 事 場 所	
3	工 期 自	年 月 日

至 年 月 日

4 工事を施工しない日

工事を施工しない時間帯

〔注〕 工事を施工しない日又は時間帯を定めない場合は削除。

5 請負代金額

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額)

6 契約保証金

〔注〕 第 4 条(B)を使用する場合には、「免除」と記入する。

7 建設発生土の搬出先等

〔注〕 この工事に伴い工事現場から建設発生土を搬出する予定である場合は、「建設発生土の搬出先については仕様書に定めるとおり」と記入し、仕様書に建設発生土の搬出先の名称及び所在地を定める。なお、この工事が資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）の規定により再生資源利用促進計画の作成を要する工事である場合は、受注者は、工事の施工前に発注者に再生資源利用促進計画を提出し、その内容を説明しなければならず、工事の完成後に発注者から請求があったときは、その実施状況を発注者に報告しなければならない。

8 解体工事に要する費用等

(1) 分別解体等の方法

(2) 解体工事に要する費用

(3) 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

(4) 再資源化等に要する費用

〔注〕 この工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）第 9 条第 1 項に規定する対象建設工事の場合にそれぞれ記載する。

9 住宅建設瑕疵担保責任保険

(1) 保険法人の名称

(2) 保険金額

(3) 保険期間

〔注〕 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成 19 年法律第 66 号）第 2 条第 5 項に規定する特定住宅瑕疵担保責任を履行するため、住宅建設瑕疵担保責任保険に加入する場合にそれぞれ記載する。なお、住宅建設瑕疵担保保証金の供託を行う場合は、受注者は、供託所の所在地及び名称、共同請負の場合のそれぞれの建設瑕疵負担割合を記載した書面を発注者に交付し、説明しなければならない。

10 この契約は仮契約であり、福岡県議会の議決に付すべき契約条例（昭和 39 年福岡県条例第 34 号）の規定による議会の議決又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定による専決処分があったときに、この契約書の各条項を内容とする本契約を締結するものとする。

ただし、その場合においても、別に契約書は作成せず、この契約書をもって本契約書とする。

〔注〕 議会の議決に付すべき契約条例により、議会の議決を要する契約の場合に記載する。

この場合においては、標題を「工事請負仮契約書」とし、3 の工期欄は「本契約の効力発生の日から 日間」と記載する。

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書 2 通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自 1 通を保有する。

年 月 日

発 注 者 福岡県

代表者 職・氏名

印

受 注 者

年 月 日 知 許 可 一 般 第 号
大 特 定

住所又は所在

氏名又は名称

代表者資格氏名

印

〔注〕 受注者が共同企業体を結成している場合においては、受注者の住所及び氏名の欄には、共同企業体の名称並びに共同企業体の代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入する。

(総則)

第 1 条 発注者及び受注者は、この契約書（頭書及び特記事項を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

2 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。

3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（「施工方法等」という。以下同じ。）については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

5 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

7 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるものとする。

9 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治 29 年法律第 89 号）及び商法（明治 32 年法律第 48 号）の定めるところによるものとする。

10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

11 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

12 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づく全ての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づく全ての行為は、当該企業体の全ての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づく全ての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(関連工事の調整)

第 2 条 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(請負代金内訳書及び工程表)

第 3 条 受注者は、この契約締結後 7 日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

2 内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。

3 内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(契約の保証)

第 4 条(A) 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第 5 号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

一 契約保証金の納付

二 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

三 この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

四 この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

五 この契約による債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第5項において「保証の額」という。）は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。

3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第55条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

4 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

5 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

〔注〕 (A)は、金銭的保証を必要とする場合に使用する。

第4条(B) 受注者は、この契約の締結と同時に、この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証（引き渡した工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）である場合において当該契約不適合を保証する特約を付したものに限る。）を付さなければならない。

2 前項の場合において、保証金額は、請負代金額の10分の3以上としなければならない。

3 第1項の規定により受注者が付す保証は、第55条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

4 請負代金額の変更があった場合には、保証金額が変更後の請負代金額の10分の3に達するまで、発注者は、保証金額の増額を請求することができ、受注者は、保証金額の減額を請求することができる。

〔注〕 (B)は、役務的保証を必要とする場合に使用する。

（権利義務の譲渡等）

第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、工事目的物並びに工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第13

条第2項の規定による検査に合格したもの及び第38条第3項の規定による部分払のための確認を受けたもの並びに工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

3 受注者が前払金の使用や部分払等によってもなおこの契約の目的物に係る工事の施工に必要な資金が不足することを証明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の請負代金債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。

4 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金をこの契約の目的物に係る工事の施工以外に使用してはならず、またその用途を証明する書類を発注者に提出しなければならない。

（一括委任又は一括下請負の禁止）

第6条 受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

（下請負人等の通知）

第7条 発注者は、受注者に対して、下請負人等（一次若しくは二次下請以降全ての下請負人又は資材、原材料の購入契約等の相手方をいう。以下同じ。）の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

第7条の2 受注者は、福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱（昭和62年6月30日62管行第40号の2総務部長依命通達）に基づく指名停止の措置を受けている者及び第48条の3第1項各号に該当する者を下請負人等としてはならない。ただし、第48条の3第1項各号に該当する者を除き、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

2 受注者が第48条の3第1項各号に該当する者を下請負人としていた場合は、発注者は受注者に対して、当該下請契約等（一次若しくは二次下請以降全ての下請契約又は資材、原材料の購入契約等をいう。以下同じ。）の解除（受注者が当該下請契約等の当事者でない場合は、受注者が当事者に対して解除を求めることを含む。以下「解除等」という。）を求めることができる。

3 下請契約等が解除されたことにより生じる下請契約等の当事者の損害その他前項の規定により発注者が受注者に対して解除等を求めたことによって生じる損害については、受注者が一切の責任を負うものとする。

第7条の3 受注者は、次に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請契約（受注者が直接締結する下請契約に限る。以下この条において同じ。）の相手方としてはならない。

- 一 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
- 二 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
- 三 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、当該建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方とすることができる。この場合において、受注者は、発注者の指定する期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類を発注者に提出しなければならない。

（特許権等の使用）

第8条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（監督員）

第9条 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

2 監督員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

一 この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議

二 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾

三 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）

3 発注者は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 発注者が監督員を置いたときは、この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

6 発注者が監督員を置かないときは、この契約書に定める監督員の権限は、発注者に帰属する。

（現場代理人及び主任技術者等）

第10条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

- 一 現場代理人
- 二 (A) [] 主任技術者
(B) [] 監理技術者
(C) 監理技術者補佐（建設業法第26条第3項ただし書に規定する者をいう。以下同じ。）
- 三 専門技術者（建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）

〔注〕 (B)は、建設業法第26条第2項の規定に該当する場合に、(A)は、それ以外の場

合に使用する。(C)は、(B)を使用する場合において、建設業法第26条第3項ただし書の規定を使用し監理技術者が兼務する場合に使用する。

[]の部分には、同法第26条第3項本文の工事の場合に「専任の」の字句を記入する。

2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知、同条第4項の請求、同条第5項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。

4 受注者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

5 現場代理人、監理技術者等（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。）及び専門技術者は、これを兼ねることができる。
(履行報告)

第11条 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(工事関係者に関する措置請求)

第12条 発注者は、現場代理人がその職務（監理技術者等又は専門技術者と兼任する現場代理人にあってはそれらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 発注者又は監督員は、監理技術者等、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人等、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受

注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

3 受注者は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

4 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。
(工事材料の品質及び検査等)

第13条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあっては、中等の品質を有するものとする。

2 受注者は、設計図書において監督員の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3 監督員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。

4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。

5 受注者は、前項の規定にかかわらず、検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。
(監督員の立会い及び工事記録の整備等)

第14条 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上調査し、又は調査について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調査し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

2 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。

- 3 受注者は、前2項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 4 監督員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督員が正当な理由がなく受注者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。
(支給材料及び貸与品)
- 第15条 発注者が受注者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。
- 2 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適當でないと認めたときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと（第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。）などがあり使用に適當でないと認めたときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。

- 5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。
- 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくは毀損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。
(工事用地の確保等)
- 第16条 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受注者が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。
- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人等の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下この条において同

じ。)があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

(設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

第17条 受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

2 監督員は、受注者が第13条第2項又は第14条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。

3 前項に規定するほか、監督員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。

4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

(条件変更等)

第18条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。

二 設計図書に誤り又は脱漏があること。

三 設計図書の表示が明確でないこと。

四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。

五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

一 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの 発注者が行う。

二 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの 発注者が行う。

三 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの 発注者と受注者とが協議して発注者が行う。

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第19条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合にお

いて、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工事の中止)

第20条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(著しく短い工期の禁止)

第21条 発注者は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(受注者の請求による工期の延長)

第22条 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による工期の短縮等)

第23条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

第24条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第22条の場合にあっては発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が工期変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

第25条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第26条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めるときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額

(請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下同じ。)と変動後残工事代金額(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。)との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。

4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、第1項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。

5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。

6 予期することのできない特別な事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。

8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(臨機の措置)

第27条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。

3 監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請求代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

(一般的損害)

第28条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害(次条第1項若しくは第2項又は第30条第1項に規定する損害を除く。)については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害(第58条第1項の規定により付された保険等により填補された部分を除く。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第29条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害(第58条第1項の規定により付された保険等により填補された部分を除く。以下この条において同じ。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。

3 前2項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第30条 工事目的物の引渡し前に、天災等(設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。)で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの(以下「不可抗力」という。)により、工事目的物、仮設物又は工事現場

に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具（以下この条において「工事目的物等」という。）に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、前項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第58条第1項の規定により付された保険等により填補された部分を除く。以下この条において同じ。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。

4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（工事目的物等であって第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項又は第38条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る損害の額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（以下「損害合計額」という。）のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、発注者が損害合計額を負担するものとする。

5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

一 工事目的物に関する損害

損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

二 工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

三 仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては

、その修繕費の額とする。

6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」と、「損害合計額を」とあるのは「損害合計額から既に負担した額を差し引いた額を」として同項を適用する。

（請負代金額の変更に代える設計図書の変更）

第31条 発注者は、第8条、第15条、第17条から第20条まで、第22条、第23条、第26条から第28条まで、第30条又は第34条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が請負代金額の増額すべき事由又は費用の負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（検査及び引渡し）

第32条 受注者は、工事を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。

3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

4 発注者は、第2項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の

引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。

5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負代金の支払の完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。

6 受注者は、工事が第 2 項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前各項の規定を適用する。

(請負代金の支払)

第 33 条 受注者は、前条第 2 項の検査に合格したときは、請負代金の支払を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 40 日以内に請負代金を支払わなければならない。

3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第 2 項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分使用)

第 34 条 発注者は、第 32 条第 4 項又は第 5 項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 発注者は、第 1 項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払)

第 35 条 受注者は、請負代金額が 50 万円以上の場合に限り、

(A) 保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第 2 条第 5 項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、

(B) 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする同条第 5 項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、

その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の 10 分の 4 以内の前払金の支払を発注者に請求することができる。

[注] (A)は第 4 条(A)を使用する場合に、(B)は第 4 条(B)を使用する場合に使用する。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 14 日以内に前払金を支払わなければならない。

3 受注者は、第 1 項の規定により前払金の支払を受けた後、保証事業会社と中間前払金に関し、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の 10 分の 2 以内の前払金の支払を発注者に請求することができる。前項の規定は、この場合について準用する。

[注] 中間前金払を行わない場合には、この項を削除する。

4 受注者は、前項の中間前払金の支払を請求しようとするときは、あらかじめ、発注者又は発注者の指定する者の中間前払に係る認定を受けなければならない。この場合において、発注者又は発注者の指定する者は、受注者の請求があったときは、直ちに認定を行い、当該認定の結果を受注者に通知しなければならない。

[注] 中間前金払を行わない場合には、この項を削除する。

5 受注者は、請負代金額が 50 万円以上増額された場合においては、その増額後の請負代金額の 10 分の 4（第 3 項の規定により中間前払金の支払を受けているときは 10 分の 6）から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。この場合においては、第 2 項の規定を準用する。

6 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の 10 分の 5（第 3 項の規定により中間前払金の支払を受けているときは 10 分の 6）を超えるとときは、受注者は、請負代金額が減額された日から 30 日以内にその超過額を返還しなければならない。

7 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を

定める。ただし、請負代金額が減額された日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

8 発注者は、受注者が第6項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年〇パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

〔注〕 「年〇パーセント」の部分には、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定により財務大臣が定める率を記入する。
（保証契約の変更）

第36条 受注者は、前条第5項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。

3 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。
（前払金の使用等）

第37条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。ただし、前払金の100分の25を越える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払に充当することができる。

（部分払）

第38条 受注者は、工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料〔及び製造工場等にある工場製品〕（第13条第2項の規定により監督員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督員の検査を要しないものにあつては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。）に相応する請負代金相

当額の10分の9以内の額について、次項以下に定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、原則として工期中〇月に1回とする。

〔注〕 部分払を行わない場合には、この条を削除する。
部分払の対象とすべき工場製品がないときは、〔 〕の部分削除する。
「〇月」の〇の部分には、建築主体工事の場合には1を、その他の工事の場合には2を記入する。

2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料〔若しくは製造工場等にある工場製品〕の確認を発注者に請求しなければならない。

〔注〕 部分払の対象とすべき工場製品がないときは、〔 〕の部分削除する。

3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、前項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。ただし、受注者が、上に定める日以降の出来形期日を設定した場合は、この限りでない。検査において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

5 受注者は、第3項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。

6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第1項の請負代金相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から10日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分払金の額 ≤ 第1項の請負代金相当額 × (9/10 - 前払金額/請負代金額)

7 第5項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び第6項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額」とするものとする。

（部分引渡し）

第39条 工事目的物について、発注者が設計図書において工事の完成に先だって引渡し

を受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第32条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同条第5項及び第33条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

2 前項の規定により準用される第33条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により準用される第33条第1項の請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

$$\text{部分引渡しに係る請負代金の額} = \text{指定部分に相応する請負代金の額} \times (1 - \text{前払金額} / \text{請負代金額})$$

（債務負担行為に係る契約の特則）

第40条 債務負担行為に係る契約において、各会計年度における請負代金の支払の限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

年度	円
年度	円
年度	円

2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

年度	円
年度	円
年度	円

3 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

（債務負担行為に係る契約の前金払の特則）

第41条 債務負担行為に係る契約の前金払については、第35条中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末）」と、第35条及び第36条中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額（前会計年度末における第38条第1項の請負代金相当

額（以下この条及び次条において「請負代金相当額」という。）が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払を請求することはできない。

2 前項の場合において、契約会計年度について前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときには、前項の規定による読替え後の第35条第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について前払金の支払を請求することができない。

3 第1項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金を含めて支払う旨が設計図書に定められているときには、第1項の規定による読替え後の第35条第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分（円以内）を含めて前払金の支払を請求することができる。

4 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、第1項の規定による読替え後の第35条第1項の規定にかかわらず、受注者は、請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払を請求することができない。

5 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第36条第3項の規定を準用する。

（債務負担行為に係る契約の部分払の特則）

第42条 債務負担行為に係る契約において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、受注者は、当該会計年度の当初に当該超過額（以下「出来高超過額」という。）について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払を請求することはできない。なお、中間前払金制度を選択した場合には、出来高超過額について部分払を請求することはできない。

2 この契約において、前払金の支払を受けている場合の部分払金の額については、第

38条第6項及び第7項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

(A)部分払金の額 \leq 請負代金相当額 $\times 9/10$

- (前会計年度までの支払金額+当該会計年度の部分払金額)
- {請負代金相当額 - (前年度までの出来高予定額 + 出来高超過額)}
- \times 当該会計年度前払金額 / 当該会計年度の出来高予定額

(B)部分払金の額 \leq 請負代金相当額 $\times 9/10$

- 前会計年度までの支払金額
- (請負代金相当額 - 前年度までの出来高予定額)
- \times (当該会計年度前払金額 + 当該会計年度の間前払金額) / 当該会計年度の出来高予定額

[注] (B)は、中間前払金を選択した場合に使用する。

3 各会計年度において、部分払を請求できる回数は、次のとおりとする。

年度	回
年度	回
年度	回

(第三者による代理受領)

第43条 受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第33条(第39条において準用する場合を含む。)又は第38条の規定に基づく支払をしなければならない。

(前払金等の不払に対する工事中止)

第44条 受注者は、発注者が第35条、第38条又は第39条において準用される第33条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に

通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定により受注者が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第45条(A) 発注者は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は、履行の追完を請求することができない。

第45条(B) 発注者は、引き渡された工事目的物が契約不適合であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は、履行の追完を請求することができない。

[注] (A)は第4条において(A)を使用する場合、(B)は第4条において(B)を使用する場合に使用する。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- 一 履行の追完が不能であるとき。
- 二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 三 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

四 前 3 号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

第46条 発注者は、工事が完成するまでの間は、第47条から第48条の3までの規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第47条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

一 第 5 条第 4 項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。

二 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。

三 工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがないと認められるとき。

四 第10条第 1 項第 2 号に掲げる者を設置しなかったとき。

五 正当な理由なく、第45条第 1 項の履行の追完がなされないとき。

六 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第48条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

一 第 5 条第 1 項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。

二 第 5 条第 4 項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該工事の施工以外に使用したとき。

三 この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。

四 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。

五 受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

六 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

七 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

八 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

九 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。

十 第 51 条又は第 52 条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

第48条の 2 発注者は、この契約に関して受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

一 公正取引委員会が、受注者に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 3 条の規定に違反する行為（受注者を構成事業者とする事業者団体の同法第 8 条第 1 号の規定に違反する行為を含む。以下「独占禁止法違反」という。）があったとして同法第 49 条に規定する排除措置命令を行い、かつ、当該排除措置命令が確定したとき。

二 公正取引委員会が、受注者に独占禁止法違反があったとして同法第 62 条第 1 項に

規定する課徴金の納付を命じ、かつ、当該納付命令が確定したとき。

三 受注者又は受注者の代表者、代理人、使用人その他の従業員が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

第48条の3 発注者は、警察本部からの通知に基づき、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

一 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。

二 役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。

三 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。

四 第1号又は第2号に該当するものであることを知りながら、そのもと下請契約等を締結したとき。

五 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。

六 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。

七 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。

八 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。

2 発注者は、第7条の2第2項の規定により解除等を求めた場合において、受注者が正当な理由がなく発注者からの当該解除等の求めに従わなかったときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発

注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第49条 前4条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前4条の規定による契約の解除をすることができない。

（公共工事履行保証証券による保証の請求）

第50条 第4条第1項の規定によりこの契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証が付された場合において、受注者が第47条各号又は第48条各号のいずれかに該当するときは、発注者は、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対して、他の建設業者を選定し、工事を完成させるよう請求することができる。

2 受注者は、前項の規定により保証人が選定し発注者が適当と認めた建設業者（以下「代替履行業者」という。）から発注者に対して、この契約に基づく次の各号に定める受注者の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合には、代替履行業者に対して当該権利及び義務を承継させる。

一 請負代金債権（前払金、部分払金又は部分引渡しに係る請負代金として受注者に既に支払われたものを除く。）

二 工事完成債務

三 契約不適合を保証する債務（受注者が施工した出来形部分の契約不適合に係るものを除く。）

四 解除権

五 その他この契約に係る一切の権利及び義務（第29条の規定により受注者が施工した工事に関して生じた第三者への損害賠償債務を除く。）

3 発注者は、前項の通知を代替履行業者から受けた場合には、代替履行業者が前項各号に規定する受注者の権利及び義務を承継することを承諾する。

4 第1項の規定による発注者の請求があった場合において、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人から保証金が支払われたときには、この契約に基づいて発注者に対して受注者が負担する損害賠償債務その他の費用の負担に係る債務（当該保証金の支払われた後に生じる違約金等を含む。）は、当該保証金の額を限度として、消滅する。

(受注者の催告による解除権)

第51条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第52条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- 一 第19条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。
- 二 第20条の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第53条 第51条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前二条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

第54条 発注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 第1項の場合において、第35条（第41条において準用する場合を含む。）の規定による前払金があったときは、当該前払金の額（第38条及び第42条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を、第54条の2第1項の規定により受注者が賠償金を支払わなければならないときにあつては

当該賠償金の額を、それぞれ第1項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第47条から第48条の3まで又は第55条第3項の規定によるときにあつては、その余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年〇パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第46条、第51条又は第52条の規定によるときにあつては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。

〔注〕 「年〇パーセント」の部分には、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により財務大臣が定める率を記入する。

- 4 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくは毀損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 6 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人等の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第47条から第48条の3まで又は第55条第3項の規定によるときは発注者が定め、第46条、第51条又は第52条の規定による場合は、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

9 工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

(賠償の予定)

第54条の2 受注者は、第48条の2の規定により発注者がこの契約を解除することができる場合においては、この契約を解除するか否かを問わず、請負代金の額の10分の2に相当する金額を賠償金として発注者の指定する期間内に発注者に支払わなければならない。工事が完了した後も同様とする。ただし、発注者が支払う必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に定める金額を超える場合において、発注者が当該超過する金額を併せて請求することを妨げるものではない。

3 第1項の場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散しているときは、発注者は、当該企業体の構成員であった全ての者に対して賠償金の支払を請求することができる。この場合においては、当該構成員であった者は、共同連帯して第1項の責任を負うものとする。

(発注者の損害賠償請求等)

第55条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、第54条の2の規定により賠償金を徴した場合は、その額を控除した額とする。

一 工期内に工事を完成することができないとき。

二 この工事目的物に契約不適合があるとき。

三 第47条から第48条の3までの規定により、工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履

行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 第47条から第48条の3までの規定により工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。

二 工事目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により同項各号が第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年〇パーセントの割合で計算した額とする。

[注] 「年〇パーセント」の部分には、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により財務大臣が定める率を記入する。

6 第2項の場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

(受注者の損害賠償請求等)

第56条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- 一 第51条又は第52条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- 二 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第33条第2項（第39条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年〇パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

〔注〕 「年〇パーセント」の部分には、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により財務大臣が定める率を記入する。

（契約不適合責任期間等）

第57条 発注者は、引き渡された工事目的物に関し、第32条第4項又は第5項（第39条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から〇年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

〔注〕 〇の部分には、原則として二を記入する。

2 前項の規定に関わらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から〇年が経過する日まで請求等を行うことができる。

〔注〕 〇の部分には、原則として一を記入する。一以外とする場合においては、前項の期間との関係、設備機器のメーカー保証の期間を勘案して記入する。

3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

4 発注者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下

この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から一年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

5 発注者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

8 発注者は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

9 この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第94条第1項に規定する住宅新築請負契約である場合には、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成12年政令第64号）第5条に定める部分の瑕疵（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）について請求等を行うことのできる期間は、10年とする。この場合において、前各項の規定は適用しない。

〔注〕 第9項は住宅の品質確保の促進等に関する法律第94条第1項に規定する住宅新築請負契約の場合に使用することとする。

10 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（火災保険等）

第58条 受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（こ

れに準ずるものを含む。以下この条において同じ。)に付さなければならない。

- 2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。
- 3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。
- (あっせん又は調停)

第59条 この契約書の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による福岡県建設工事紛争審査会(以下「審査会」という。)のあっせん又は調停によりその解決を図る。

- 2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、監理技術者等、専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人等、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第12条第3項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

(仲裁)

第60条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めるときは、前条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

(情報通信の技術を利用する方法)

第61条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(補則)

第62条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

福岡県告示第117号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和5年3月3日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年3月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
朝倉	塔瀬十文字小郡線	朝倉市黒川6140番2先から朝倉市黒川6140番8先まで

福岡県告示第118号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和5年3月3日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年3月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
那珂	後野福岡線	那珂川市後野二丁目51番1先から那珂川市後野二丁目64番1先まで

福岡県告示第119号

道路法(昭和27年法律第180号)第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を

制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年3月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 関係県土整備事務所名並びに道路の種類、路線名及び占用を制限する区域

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	占用を制限する区域
福岡	一般国道	495号	古賀市花見東六丁目（福津市との境）から糟屋郡新宮町美咲二丁目（福岡市との境）まで
福岡	県道	福岡直方線	糟屋郡粕屋町大字江辻（福岡市との境）から糟屋郡粕屋町大字江辻（福岡市との境）まで
福岡	県道	福岡直方線	糟屋郡久山町大字久原（福岡市との境）から糟屋郡久山町大字久原（宮若市との境）まで
福岡	県道	福岡東環状線	糟屋郡粕屋町大字江辻（福岡市との境）から糟屋郡志免町志免中央四丁目（片峰新橋交差点）まで
福岡	県道	福岡東環状線	糟屋郡粕屋町仲原三丁目（扇橋交差点）から糟屋郡志免町桜丘一丁目（福岡市との境）まで
福岡	県道	筑紫野古賀線	糟屋郡宇美町障子岳南五丁目（太宰府市との境）から古賀市花見南一丁目（花見交差点）まで
福岡	県道	飯塚大野城線	糟屋郡須恵町大字佐谷（飯塚市との境）から糟屋郡宇美町宇美五丁目（宇美町役場入口交差点）まで
福岡	県道	飯塚大野城線	糟屋郡宇美町神武原二丁目（三原交差点）から糟屋郡宇美町大字炭焼（大野城市との境）まで
福岡	県道	福岡太宰府線	糟屋郡粕屋町大字仲原（福岡市との境）から糟屋郡宇美町宇美五丁目（宇美町役場入口交差点）まで
福岡	県道	志免須恵線	糟屋郡志免町志免中央二丁目（鉄道公園前交差点）から糟屋郡須恵町大字須恵（城山団地入口交差点）まで
福岡	県道	志免須恵線	糟屋郡志免町志免中央二丁目（鉄道公園前交差点）から糟屋郡須恵町大字佐谷（県道飯塚大野城線との交差点）まで
福岡	県道	町川原赤間線	古賀市新原（新原南口交差点）から古賀市筵内まで
福岡	県道	清滝古賀線	古賀市中央二丁目（久保石原交差点）から古賀市日吉一丁目（終末処理場入口交差点）まで
福岡	県道	米多比谷山古賀線	古賀市川原（町川原交差点）から古賀市今在家（今在家交差点）まで

福岡	県道	湊下府線	糟屋郡新宮町大字湊（湊原添交差点）から糟屋郡新宮町大字下府（下府交差点）まで
福岡	県道	湊塩浜線	糟屋郡新宮町大字湊（湊原添交差点）から糟屋郡新宮町大字湊（福岡市との境）まで
福岡	県道	山田新宮線	糟屋郡新宮町新宮東五丁目（大森交差点）から糟屋郡新宮町大字下府（下府交差点）まで
福岡	県道	猪野篠栗線	糟屋郡篠栗町大字津波黒（篠栗北交差点）から糟屋郡篠栗町大字篠栗（下町交差点）まで
福岡	県道	別府比恵線	糟屋郡志免町別府北四丁目（五斗蔵交差点）から糟屋郡志免町別府北四丁目（福岡市との境）まで
福岡	県道	福岡篠栗線	糟屋郡粕屋町大字仲原（福岡市との境）から糟屋郡篠栗町大字篠栗（国道201号との交差点）まで
福岡	県道	前原富士線	糸島市前原（糸島農業高校入口交差点）から糸島市川付（八反田交差点）まで
福岡	県道	大野城二丈線	糸島市高祖（福岡市との境）から糸島市二丈深江（二丈支所入口交差点）まで
福岡	県道	福岡志摩前原線	糸島市新田（加布羅交差点）から糸島市前原中央三丁目（西町交差点）まで
福岡	県道	福岡志摩線	糸島市泊（福岡市との境）から糸島市志摩初（初交差点）まで
福岡	県道	船越前原線	糸島市志摩御床（松原交差点）から糸島市新田（加布羅交差点）まで
福岡	県道	宮ノ浦前原線	糸島市新田（県道津和崎潤線との交差点）から糸島市前原中央三丁目（前原郵便局前交差点）まで
福岡	県道	雷山前原線	糸島市有田中央一丁目（有田中央交差点）から糸島市前原中央二丁目（伊都文化会館前交差点）まで
福岡	県道	津和崎潤線	糸島市志摩津和崎（出会い橋交差点）から糸島市新田（県道宮ノ浦前原線との交差点）まで
久留米	一般国道	264号	久留米市本町（本町四丁目交差点）から久留米市六ツ門町（六ツ門交差点）まで
久留米	一般国道	322号	三井郡大刀洗町大字本郷（朝倉市との境）から久留米市大手町（東町交差点）まで
久留米	一般国道	385号	久留米市城南町青木島（佐賀県との境）から久留米市城南町上青木（大川市との境）まで
久留米	一般国道	500号	三井郡大刀洗町大字山隈（筑前町との境）から三井郡大刀洗町大字山隈（筑前町との境）まで
久留米	一般国道	500号	三井郡大刀洗町大字山隈（筑前町との境）から小郡市小郡（佐賀県との境）まで
久留米	県道	鳥栖朝倉線	三井郡大刀洗町大字鷲木（鷲木交差点）から三井郡大刀洗町大字富多まで

久留米	県道	佐賀八女線	久留米市城島町城島（佐賀県との境）から 久留米市三瀧町牟田（筑後市との境）まで
久留米	県道	久留米基 山筑紫野 線	久留米市城南町（市役所西交差点）から 久留米市小森野町（佐賀県との境）まで
久留米	県道	久留米柳 川線	久留米市本町（本町四丁目交差点）から 久留米市三瀧町生岩（大木町との境）まで
久留米	県道	甘木田主 丸線	久留米市田主丸町恵利（朝倉市との境）から 久留米市田主丸町田主丸（栄町三丁目交差点）まで
久留米	県道	久留米停 車場線	久留米市通東町（通東町交差点）から 久留米市城南町（J R久留米駅東交差点）まで
久留米	県道	久留米城 島大川線	久留米大石町（豆津橋東詰交差点）から 久留米市城島町西青木（大川市との境）まで
久留米	県道	八女香春 線	うきは市浮羽町妹川（八女市との境）から うきは市浮羽町西隈上（中千足交差点）まで
久留米	県道	八女香春 線	うきは市浮羽町東隈上（東隈ノ上一丁目）から うきは市浮羽町古川（朝倉市との境）まで
久留米	県道	久留米筑 紫野線	久留米市御井旗崎一丁目（高速道入口交差点）から 小郡市乙隈（筑前町との境）まで
久留米	県道	久留米筑 紫野線	小郡市乙隈（四三島交差点）から 小郡市乙隈（筑前町との境）まで
久留米	県道	田主丸黒 木線	久留米市田主丸町豊城（田主丸町豊城交差点）から 久留米市田主丸町益生田（八女市との境）まで
久留米	県道	甘木朝倉 田主丸線	うきは市吉井町長柄（朝倉市との境）から 久留米市田主丸町鷹取（樋ノ口交差点）まで
久留米	県道	久留米浮 羽線	うきは市吉井町千年（県道保木吉井線との交差点）から うきは市吉井町千年（県道高山千年線との交差点）まで
久留米	県道	久留米浮 羽線	うきは市吉井町徳丸（国道210号バイパスとの交差点）か ら うきは市浮羽町朝田まで
久留米	県道	大和城島 線	久留米市城島町江上（大木町との境）から 久留米市城島町江上（大木町との境）まで
久留米	県道	大和城島 線	久留米市城島町江上（大木町との境）から 久留米市城島町城島（城島新町交差点）まで
久留米	県道	三瀧上陽 線	久留米市三瀧町玉満（新茶屋交差点）から 久留米市三瀧町西牟田（筑後市との境）まで
久留米	県道	久留米筑 後線	久留米市御井旗崎一丁目（高速道入口交差点）から 久留米市上津町（国道3号との交差点）まで
久留米	県道	久留米筑 後線	久留米市上津町（二軒茶屋交差点）から 久留米市荒木町藤田（国道209号との交差点）まで

久留米	県道	久留米小 郡線	久留米市通町（通町十丁目交差点）から 久留米市東櫛原町（東櫛原二丁目交差点）まで
久留米	県道	久留米小 郡線	久留米市東櫛原町（中央公園北交差点）から 小郡市福童（端間駅東交差点）まで
久留米	県道	久留米小 郡線	小郡市三沢2963番1から 小郡市津古（原田停車場津古線との交差点）まで
久留米	県道	浮羽草野 久留米線	うきは市浮羽町流川（県道八女香春線との交差点）から うきは市吉井町福益（延寿寺交差点）まで
久留米	県道	小郡基山 線	小郡市祇園二丁目（小郡自衛隊入口交差点）から 小郡市小郡まで
久留米	県道	本郷基山 停車場線	三井郡大刀洗町大字本郷（西本郷交差点）から 三井郡大刀洗町大字甲条まで
久留米	県道	本郷基山 停車場線	小郡市吹上（干潟交差点）から 小郡市吹上（立石交差点）まで
久留米	県道	吉井恵蘇 宿線	うきは市吉井町から うきは市吉井町新治（市役所東交差点）まで
久留米	県道	原田停車 場津古線	小郡市津古（筑紫野市との境）から 小郡市津古まで
久留米	県道	城島三瀧 線	久留米市城島町江島（県道久留米城島大川線との交差点） から 久留米市城島町城島（城島中町交差点）まで
久留米	県道	吉井妹川 線	うきは市吉井町（うきは警察署入口交差点）から うきは市吉井町福益（延寿寺交差点）まで
久留米	県道	田主丸停 車場線	久留米市田主丸町田主丸から 久留米市田主丸町田主丸（東町交差点）まで
久留米	県道	中尾大刀 洗線	久留米市田主丸町中尾から 久留米市田主丸町牧（牧(1)交差点）まで
久留米	県道	中尾大刀 洗線	三井郡大刀洗町大字富多から 三井郡大刀洗町大字本郷（陣内交差点）まで
久留米	県道	保木吉井 線	うきは市吉井町千年（県道久留米浮羽線との交差点）か ら うきは市吉井町宮田（千年小東交差点）まで
久留米	県道	藤山国分 一丁田線	久留米市高良内町（鎌水東交差点）から 久留米市諏訪野町（諏訪野町一丁田交差点）まで
久留米	県道	一丁田久 留米停車 場線	久留米市花畑一丁目（花畑西交差点）から 久留米市小頭町（小頭町交差点）まで
久留米	県道	一丁田久 留米停車 場線	久留米市中央町（本町交差点）から 久留米市城南町（J R久留米駅東口交差点）まで

南筑後	一般国道	389号	大牟田市有明町二丁目（有明町交差点）から 大牟田市三里町三丁目（熊本県との境）まで
南筑後	県道	大牟田植木線	大牟田市築町（築町交差点）から 大牟田市大字樺野（樺野交差点）まで
南筑後	県道	南関大牟田北線	大牟田市大字四ヶ（熊本県との境）から 大牟田市昭和開（大牟田北 I C 入口交差点）まで
南筑後	県道	大牟田川副線	大牟田市大正町二丁目（大正町三丁目交差点）から 大牟田市大字岬（金助橋）まで
南筑後	県道	大牟田高田線	大牟田市大字樺野（樺野交差点）から 大牟田市大字宮崎（亀崎交差点）まで
南筑後	県道	三池港線	大牟田市新港町から 大牟田市三里町二丁目（三里町二丁目交差点）まで
南筑後	県道	倉永三池線	大牟田市大字倉永（西鉄渡瀬駅前交差点）から 大牟田市大字吉野（市道30176号向辻神屋原線との交差点）まで
南筑後	県道	勝立三川線	大牟田市船津町（船津町交差点）から 大牟田市三里町二丁目（三里町二丁目交差点）まで
南筑後	県道	藤田上官線	大牟田市一部町から 大牟田市上官町三丁目（上官町三丁目交差点）まで
南筑後	県道	一部三川線	大牟田市一部町から 大牟田市八江町（八江町交差点）まで
南筑後	県道	黄金不知火線	大牟田市原山町から 大牟田市不知火町一丁目（不知火町一丁目交差点）まで
南筑後	一般国道	385号	柳川市三橋町柳河（蓮蒲池交差点）から 大川市大字下林（久留米市との境）まで
南筑後	一般国道	385号	大川市大字本木室（三交交差点）から 大川市大字中木室（木室小学校東交差点）まで
南筑後	一般国道	442号	三潞郡大木町大字福土（筑後市との境）から 大川市大字酒見（中原交差点）まで
南筑後	一般国道	443号	柳川市大和町徳益（徳益 I C 交差点）から みやま市瀬高町小川（吉井交差点）
南筑後	一般国道	443号	柳川市三橋町下百町（下百町交差点）から みやま市山川町北関（熊本県との境）まで
南筑後	一般国道	443号	みやま市山川町清水（国道443号との交差点）から みやま市山川町重富（国道443号との交差点）まで
南筑後	県道	大牟田川副線	みやま市高田町黒崎開（大牟田市との境）から みやま市高田町徳島（徳島交差点）まで
南筑後	県道	大牟田川副線	柳川市間（宮上交差点）から 大川市大字大野島（有明沿岸道路 I C）まで
南筑後	県道	久留米柳川線	三潞郡大木町大字福土（久留米市との境）から 柳川市矢加部（矢加部交差点）まで

南筑後	県道	久留米城島大川線	大川市大字鐘ヶ江（久留米市との境）から 大川市大字向島（大川橋交差点）まで
南筑後	県道	大和城島線	柳川市大和町中島（浦島橋交差点）から 三潞郡大木町大字前牟田（久留米市との境）まで
南筑後	県道	高田山川線	みやま市高田町今福（国道209号との交差点）から みやま市山川町原町まで
南筑後	県道	八女瀬高線	みやま市瀬高町本郷（筑後市との境）から みやま市瀬高町本郷（筑後市との境）まで
南筑後	県道	八女瀬高線	柳川市三橋町中山（筑後市との境）から みやま市瀬高町上庄（国道443号との交差点）まで
南筑後	県道	柳川城島線	柳川市鍛冶屋町（鍛冶屋町交差点）から 柳川市筑紫町（筑紫町交差点）まで
南筑後	県道	柳川筑後線	柳川市東蒲池から 柳川市三橋町柳河（矢加部東交差点）まで
南筑後	県道	高田柳川線	みやま市瀬高町太神（井手ノ上交差点）から 柳川市大和町豊原（塩塚交差点）まで
南筑後	県道	湯辺田瀬高線	みやま市瀬高町廣瀬（八女市との境）から みやま市瀬高町長田（長田交差点）まで
南筑後	県道	水田大川線	大川市大字三丸（大川東 I C 入口交差点）から 大川市大字榎津（東町交差点）まで
南筑後	県道	水田大川線	大川市大字榎津（明治橋交差点）から 大川市大字向島まで
南筑後	県道	若津港線	大川市大字榎津（明治橋交差点）から 大川市大字酒見（花宗大橋交差点）まで
南筑後	県道	鐘ヶ江酒見間線	大川市大字大橋（入道橋東交差点）から 大川市大字郷原（南郷原交差点）まで
南筑後	県道	鐘ヶ江酒見間線	大川市大字三丸（大川東 I C 入口交差点）から 柳川市間（宮上交差点）まで
南筑後	県道	橋本辻町線	柳川市上官永町（保養センター入口交差点）から 柳川市鍛冶屋町（鍛冶屋町交差点）まで
南筑後	県道	本町新田大川線	柳川市本町（本町交差点）から 柳川市城南町（城南町交差点）まで
南筑後	県道	枝光今古賀線	柳川市三橋町柳河（蓮蒲池交差点）から 柳川市鍛冶屋町（鍛冶屋町交差点）まで
南筑後	県道	枝光今古賀線	柳川市本町（本町交差点）から 柳川市三橋町今古賀（柳川警察署前交差点）まで
南筑後	県道	枝光今古賀線	柳川市本町（柳川市役所前交差点）から 柳川市三橋町今古賀（今古賀交差点）まで
南筑後	県道	谷垣徳益線	柳川市大和町徳益（徳益 I C 交差点）から 柳川市大和町徳益（徳益交差点）まで

南筑後	県道	徳益蒲船津線	柳川市大和町徳益（徳益交差点）から 柳川市三橋町柳河（矢加部東交差点）まで
南筑後	県道	飯江長田線	みやま市山川町尾野（赤坂交差点）から みやま市瀬高町本吉（県道本吉小川線との交差点）まで
南筑後	県道	本吉小川線	みやま市瀬高町本吉（県道飯江長田線との交差点）から みやま市瀬高町小川（吉井交差点）まで
南筑後	県道	黒崎開濃施線	みやま市高田町黒崎開（開交差点）から みやま市高田町濃施（J R 渡瀬駅前交差点）まで
直方	一般国道	200号	直方市感田（北九州市との境）から 直方市中泉（飯塚市との境）まで
直方	一般国道	200号	直方市感田（北九州市との境）から 鞍手郡小竹町勝野（飯塚市との境）まで
直方	県道	福岡直方線	宮若市脇田（久山町との境）から 直方市山部まで
直方	県道	福岡直方線	宮若市芹田（宮田西中学校下交差点）から 宮若市宮田（宮田郵便局前交差点）まで
直方	県道	田川直方線	直方市上境（福智町との境）から 直方市下境（日ノ出橋東交差点）まで
直方	県道	田川直方線	直方市中泉（福智町との境）から 直方市山部（鞍手高校下交差点）まで
直方	県道	直方芦屋線	直方市知古（直方三中入口交差点）から 直方市神正町（直方北小入口交差点）まで
直方	県道	直方行橋線	直方市頓野（西尾交差点）から 直方市頓野（国道200号交点）まで
直方	県道	飯塚福岡線	宮若市宮田（飯塚市との境）から 宮若市山口（福津市との境）まで
直方	県道	宮田遠賀線	宮若市宮田（宮田郵便局前交差点）から 鞍手郡鞍手町古門（遠賀町との境）まで
直方	県道	直方水巻線	直方市下境（日ノ出橋東交差点）から 直方市感田（北九州市との境）まで
直方	県道	宮田小竹線	宮若市宮田（大蔵橋交差点）から 宮若市宮田（脇野橋交差点）まで
直方	県道	若宮玄海線	宮若市山口（山口交差点）から 宮若市山口（宗像市との境）まで
直方	県道	宗像篠栗線	宮若市乙野から 宮若市脇田（脇田温泉口交差点）まで
直方	県道	新延中間線	鞍手郡鞍手町古門（道中交差点）から 鞍手郡鞍手町上月（中間市との境）まで
直方	県道	南良津宮田線	宮若市本城（本城橋交差点）から 宮若市宮田（樋口橋南交差点）まで

直方	県道	上新入直方線	直方市山部から 直方市殿町（直方郵便局前交差点）まで
直方	県道	直方鞍手線	鞍手郡鞍手町中山（鞍手 I C 交差点）から 鞍手郡鞍手町木月（木月交差点）まで
京築	県道	豊前万田線	築上郡上毛町吉岡（ハツ並交差点）から 築上郡上毛町垂水（大分県との境）まで
京築	県道	豊前耶馬溪線	豊前市下河内（下河内交差点）から 豊前市下川底まで
京築	県道	吉富本耶馬溪線	築上郡吉富町広津（吉富町広津交差点）から 築上郡吉富町広津（上毛町水出交差点）まで
京築	県道	椎田勝山線	築上郡築上町築城（築城大橋東交差点）から 築上郡築上町上別府（別府交差点）まで
京築	県道	野路土佐井線	築上郡上毛町東下から 築上郡上毛町土佐井（上毛町土佐井交差点）まで
京築	県道	中津吉富線	築上郡吉富町広津（吉富町広津交差点）から 築上郡吉富町広津（直江東交差点）まで
京築	県道	福土吉富線	築上郡上毛町西友枝から 築上郡上毛町垂水（上毛町垂水交差点）まで
京築	県道	東下中津線	築上郡上毛町東下から 築上郡吉富町広津（上毛町水出交差点）まで
京築	県道	中津豊前線	築上郡吉富町広津から 豊前市四郎丸まで
京築	県道	築城停車場線	築上郡築上町東築城（築城駅前交差点）から 築上郡築上町東築城まで
京築	県道	吉富港線	築上郡吉富町広津（吉富町広津交差点）から 築上郡吉富町広津（吉富町広津交差点）まで
京築	県道	宇島港線	豊前市宇島から 豊前市八屋（発電所入口交差点）まで
京築	県道	野地塔田線	築上郡上毛町下唐原（下唐原交差点）から 築上郡上毛町宇野（宇野交差点）まで
京築	県道	野地塔田線	豊前市塔田（豊前 I C 北交差点）から 豊前市塔田（上千束交差点）まで
京築	県道	中畑八屋線	豊前市鳥越から 豊前市八屋（大村横矢橋交差点）まで
京築	県道	黒平椎田線	築上郡築上町小原（椎田 I C）から 築上郡築上町湊（小原入口交差点）まで
京築	県道	国見松江線	豊前市馬場から 豊前市中村まで
京築	県道	小山田東八田線	築上郡築上町東八田（東八田交差点）から 築上郡築上町築城（築城大橋東交差点）まで

京 築	県 道	寒田下別府線	築上郡築上町安武（築城 I C）から 築上郡築上町東築城まで
京 築	一般国道	496号	行橋市西宮市から 行橋市西宮市（西宮市三丁目交差点）まで
京 築	一般国道	496号	行橋市泉中央（福富交差点）から 京都郡みやこ町犀川帆柱（国道500号との交差点）まで
京 築	一般国道	500号	京都郡みやこ町犀川帆柱（国道496号との交差点）から 京都郡みやこ町犀川帆柱（添田町との境）まで
京 築	県 道	門司行橋線	京都郡荊田町荊田（北九州市との境）から 京都郡荊田町二崎（小波瀬橋交差点）まで
京 築	県 道	門司行橋線	行橋市今井（行橋総合公園）から 行橋市今井（沓尾橋）まで
京 築	県 道	直方行橋線	行橋市内ノ蔵（北九州市との境）から 行橋市吉国（行橋 I C 北交差点）まで
京 築	県 道	直方行橋線	行橋市行事（行事交差点）から 行橋市辻垣（辻垣交差点）まで
京 築	県 道	犀川豊前線	京都郡みやこ町犀川帆柱（国道496号との交差点）から 豊前市八屋（豊前市東八幡交差点）まで
京 築	県 道	行橋添田線	行橋市門樋町（豊国橋交差点）から 京都郡みやこ町犀川崎山（赤村との境）まで
京 築	県 道	荊田港線	京都郡荊田町磯浜町（荊田港入口交差点）から 京都郡荊田町磯浜町まで
京 築	県 道	椎田勝山線	京都郡みやこ町国作（みやこ町八景山交差点）から 京都郡みやこ町勝山大久保（みやこ町勝山新町交差点）まで
京 築	県 道	荊田採銅所線	京都郡荊田町神田町（荊田駅交差点）から 京都郡荊田町馬場（馬場交差点）まで
京 築	県 道	犀川豊津線	京都郡みやこ町犀川本庄から 京都郡みやこ町豊津（国道496号との交差点）まで
京 築	県 道	田川犀川線	京都郡みやこ町犀川大村（県道行橋添田線との交差点）から 京都郡みやこ町犀川本庄（県道犀川豊津線、県道木井馬場犀川停車場線との交差点）まで
京 築	県 道	行橋停車場線	行橋市中央三丁目（行橋駅交差点）から 行橋市中央二丁目（川越交差点）まで
京 築	県 道	小波瀬停車場線	京都郡荊田町新津から 京都郡荊田町与原（西工大入口交差点）まで
京 築	県 道	荊田停車場線	京都郡荊田町神田町（荊田駅交差点）から 京都郡荊田町（荊田駅入口交差点）まで

京 築	県 道	木井馬場犀川停車場線	京都郡みやこ町犀川木井馬場（国道496号との交差点）から 京都郡みやこ町犀川本庄（県道犀川豊津線、県道田川犀川線との交差点）まで
京 築	県 道	大久保犀川線	京都郡みやこ町勝山大久保（県道椎田勝山線との交差点）から 京都郡みやこ町勝山大久保（みやこトンネルと峠道の合流地点）まで
京 築	県 道	大久保犀川線	京都郡みやこ町犀川大坂（みやこトンネルと峠道の合流地点）から 京都郡みやこ町犀川本庄（古川交差点）まで
京 築	県 道	新北九州空港線	北九州市小倉南区空港北町から 京都郡荊田町雨雀（荊田北九州空港 I C 降り口）まで
京 築	県 道	沓尾大橋線	行橋市今井（今井東交差点）から 行橋市中央二丁目（川越交差点）まで
京 築	県 道	須磨園南原曾根線	京都郡荊田町下片島（猪熊北交差点）から 京都郡荊田町馬場（馬場交差点）まで
京 築	県 道	山口行橋線	京都郡荊田町下片島（猪熊北交差点）から 行橋市大字草野（草野交差点）まで
朝 倉	一般国道	200号	朝倉郡筑前町中牟田（筑紫野市との境）から 朝倉郡筑前町朝日（筑紫野市との境）まで
朝 倉	一般国道	211号	朝倉郡東峰村福井（大分県との境）から 朝倉郡東峰村小石原（嘉麻市との境）まで
朝 倉	一般国道	322号	朝倉市秋月野鳥（嘉麻市との境）から 朝倉市下浦（大刀洗町との境）まで
朝 倉	一般国道	386号	朝倉市杷木穂坂（大分県との境）から 朝倉市頓田（古賀茶屋交差点）まで
朝 倉	一般国道	386号	朝倉郡筑前町久光（久光橋交差点）から 朝倉郡筑前町二（山家道交差点）まで
朝 倉	一般国道	386号	朝倉市宮野（比良松交差点）から 朝倉郡筑前町久光（久光橋交差点）まで
朝 倉	一般国道	500号	朝倉郡東峰村小石原（添田町との境）から 朝倉郡筑前町山隈（小郡市との境）まで
朝 倉	県 道	馬田頓田線	朝倉市東田（東田交差点）から 朝倉市頓田（古賀茶屋交差点）まで
朝 倉	県 道	甘木田主丸線	朝倉市菩提寺（旭町交差点）から 朝倉市中（久留米市との境）まで
朝 倉	県 道	八女香春線	朝倉市杷木池田（うきは市との境）から 朝倉郡東峰村宝珠山（添田町との境）まで
朝 倉	県 道	久留米筑紫野線	朝倉郡筑前町四三島（小郡市との境）から 朝倉郡筑前町朝日（筑紫野市との境）まで

朝倉	県道	筑紫野三輪線	朝倉郡筑前町赤坂（筑紫野市との境）から朝倉郡筑前町弥永（弥永西交差点）まで
朝倉	県道	甘木朝倉田主丸線	朝倉市宮野（比良松交差点）から朝倉市上寺（うきは市との境）まで
朝倉	県道	福岡日田線	朝倉郡筑前町二（筑紫野市との境）から朝倉郡筑前町二（山家道交差点）まで
朝倉	県道	福岡日田線	朝倉郡筑前町久光（久光橋交差点）から朝倉市堤（古賀茶屋交差点）まで
朝倉	県道	金川田主丸線	朝倉市三奈木（十文字公民館前交差点）から朝倉市大庭まで
朝倉	県道	塔瀬十文字小郡線	朝倉市矢野竹から朝倉市三奈木（下三奈木交差点）まで
朝倉	県道	甘木停車場線	朝倉市下新町（庄屋町交差点）から朝倉市菩甘木（三福町交差点）まで
朝倉	県道	高山千年線	朝倉市杷木志波から朝倉市杷木志波（うきは市との境）まで
八女	一般国道	422号	八女市矢部村北矢部（大分県との境）から筑後市大字江口（大木町との境）まで
八女	県道	玉名八女線	八女市立花町白木（県道白木上辺春線との交差点）から八女市本町（おりなす八女入口交差点）まで
八女	県道	玉名立花線	八女市立花町上辺春（熊本県との境）から八女市立花町上辺春（国道3号との交差点）まで
八女	県道	佐賀八女線	筑後市大字西牟田（久留米市との境）から筑後市大字熊野（上原々向山交差点）まで
八女	県道	八女香春線	八女市山内（上山内交差点）から八女市星野村（うきは市との境）まで
八女	県道	浮羽石川内線	八女市星野村（八女市役所星野支所前交差点）から八女市矢部村北矢部（国道442号との交差点）まで
八女	県道	田主丸黒木線	八女市上陽町上横山（久留米市との境）から八女市黒木町黒木（黒木警部交番入口交差点）まで
八女	県道	三潞上陽線	筑後市大字西牟田（久留米市との境）から八女市上陽町北川内（大瀬交差点）まで
八女	県道	三潞上陽線	八女郡広川町大字新代（広川IC）から八女郡広川町大字日吉（工業団地入口交差点）まで
八女	県道	八女瀬高線	八女市納楚（納楚交差点）から筑後市大字長浜（八女IC入口交差点）まで
八女	県道	八女瀬高線	筑後市大字尾島（船小屋交差点）から筑後市大字津島（みやま市との境）まで
八女	県道	八女瀬高線	筑後市大字下妻（みやま市との境）から筑後市大字下妻（柳川市との境）まで

八女	県道	柳川筑後線	筑後市大字水田（水田交差点）から筑後市大字和泉（県道筑後城島線との交差点）まで
八女	県道	筑後城島線	筑後市大字山ノ井（山ノ井交差点）から筑後市大字富久（富久交差点）まで
八女	県道	湯辺田瀬高線	八女市黒木町湯辺田（国道442号との交差点）から八女市立花町谷川（働く女性の家交差点）まで
八女	県道	湯辺田瀬高線	八女市立花町山崎（国道3号との交差点）から八女市立花町北山（みやま市との境）まで
八女	県道	船小屋停車場水田線	筑後市大字津島（県道八女瀬高線との交差点）から筑後市大字水田（水田交差点）まで
八女	県道	柳瀬筑後線	筑後市大字長浜（八女IC入口交差点）から筑後市大字山ノ井（山ノ井交差点）まで
八女	県道	湯辺田八女線	八女市津江（納楚東交差点）から八女市馬場（納楚交差点）まで
八女	県道	白木上辺春線	八女市立花町白木（県道玉名八女線との交差点）から八女市立花町上辺春（長瀬三ツ角交差点）まで
北九州	一般国道	495号	遠賀郡芦屋町山鹿（県道水巻芦屋線との交差点）から遠賀郡岡垣町大字内浦（宗像市との境）まで
北九州	県道	北九州芦屋線	遠賀郡水巻町猪熊（北九州市との境）から遠賀郡芦屋町芦屋（芦屋浜口南交差点）まで
北九州	県道	中間引野線	中間市中間一丁目（中間市役所前交差点）から中間市蓮花寺（北九州市との境）まで
北九州	県道	宮田遠賀線	遠賀郡遠賀町虫生津（鞍手町との境）から遠賀郡遠賀町今古賀（遠賀町役場前交差点）まで
北九州	県道	小倉中間線	中間市七重町（北九州市との境）から中間市中尾（本町交差点）まで
北九州	県道	直方水巻線	中間市下大隈（北九州市との境）から遠賀郡水巻町猪熊（御牧大橋東交差点）まで
北九州	県道	中間宮田線	中間市中間一丁目（中間市役所前交差点）から中間市上底井野（鞍手町との境）まで
北九州	県道	水巻芦屋線	遠賀郡水巻町頃末北（頃末小学校前交差点）から遠賀郡芦屋町山鹿（山鹿唐戸）まで
北九州	県道	中間水巻線	中間市中間四丁目（新手交差点）から遠賀郡水巻町頃末北（頃末小学校前交差点）まで
北九州	県道	芦屋港線	遠賀郡芦屋町幸町から遠賀郡芦屋町白浜町（芦屋町役場前交差点）まで
北九州	県道	高浜東町線	遠賀郡芦屋町正門町から遠賀郡芦屋町緑ヶ丘1（正門町交差点）まで
北九州	県道	浜口遠賀線	遠賀郡芦屋町芦屋（芦屋浜口南交差点）から遠賀郡遠賀町今古賀（遠賀町役場前交差点）まで

北九州	県道	黒山広渡線	遠賀郡岡垣町黒山（黒山三差路交差点）から 遠賀郡岡垣町黒山（県道岡垣宗像線との交差点）まで
北九州	県道	岡垣宗像線	遠賀郡岡垣町黒山（県道黒山広渡線との交差点）から 遠賀郡岡垣町東山田（鍋田交差点）まで
北九州	県道	原海老津線	遠賀郡岡垣町内浦（芹田交差点）から 遠賀郡岡垣町野間南まで
北九州	一般国道	495号	宗像市池田（岡垣町との境）から 福津市花見の里（古賀市との境）まで
北九州	県道	飯塚福岡線	宗像市大穂（宮若市との境）から 福津市中央六丁目（旭橋交差点）まで
北九州	県道	宗像玄海線	宗像市石丸（城山交差点）から 宗像市神湊（神湊交差点）まで
北九州	県道	若宮玄海線	宗像市朝町（宮若市との境）から 宗像市徳重（徳重交差点）まで
北九州	県道	宗像篠栗線	宗像市田熊（県道宗像玄海線との交差点）から 宗像市光岡（光岡交差点）まで
北九州	県道	福岡宗像玄海線	福津市中央六丁目（旭橋交差点）から 宗像市東郷四丁目（東郷橋西交差点）まで
北九州	県道	岡垣玄海線	宗像市神湊（神湊西交差点）から 宗像市神湊まで
北九州	県道	玄海田島福岡線	福津市津屋崎六丁目（宮ノ元交差点）から 福津市中央（県道飯塚福岡線との交差点）まで
北九州	県道	田島田熊線	宗像市田島（亀石橋交差点）から 宗像市田熊五丁目（田熊交差点）まで
田川	一般国道	332号	田川郡香春町採銅所（金辺峠交差点）から 田川市猪国（国道322号との交差点）まで
田川	一般国道	332号	田川郡香春町採銅所（北九州市との境）から 田川市猪国（嘉麻市との境）まで
田川	一般国道	500号	田川郡添田町津野（みやこ市との境）から 田川郡添田町落合（東峰村との境）まで
田川	県道	田川直方線	田川市伊田（バイパス入口交差点）から 田川郡福智町上野（直方市との境）まで
田川	県道	田川直方線	田川市伊田（東大橋交差点）から 田川郡福智町市場（直方市との境）まで
田川	県道	行橋添田線	田川郡赤村赤から 田川郡添田町添田（添田郵便局前交差点）まで
田川	県道	行橋添田線	田川郡赤村赤（みやこ町との境）から 田川郡赤村赤まで
田川	県道	八女香春線	田川郡大任町大行事（柿原交差点）から 田川郡香春町高野（香春交差点）まで

田川	県道	八女香春線	田川郡添田町落合（東峰村との境）から 田川郡添田町落合2037番1まで
田川	県道	八女香春線	田川郡添田町落合（彦山橋）から 田川郡添田町添田（添田郵便局前交差点）まで
田川	県道	北九州小竹線	田川郡福智町赤池（赤池交差点）から 田川郡福智町赤池まで
田川	県道	添田赤池線	田川郡添田町添田（添田郵便局前交差点）から 田川郡川崎町池尻（三ヶ瀬交差点）まで
田川	県道	香春糸田線	田川郡糸田町（糸田中学校下バス停交差点）から 田川郡糸田町西部（糸田口交差点）まで
田川	県道	方城金田線	田川郡福智町弁城（風呂ヶ谷交差点）から 田川郡福智町金田（金田駅交差点）まで
田川	県道	英彦山香春線	田川郡春香町柿下から 田川郡赤村赤（旭ヶ丘交差点）まで
田川	県道	金田糸田田川線	田川郡糸田町桃山から 田川郡糸田町宮床（皆添橋交差点）まで
田川	県道	金田糸田田川線	田川郡糸田町川宮（川宮西大橋交差点）から 田川郡糸田町川宮（川宮橋交差点）まで
田川	県道	川崎猪国線	田川郡川崎町川崎（餅田交差点）から 田川市猪国（国道322号との交差点）まで
田川	県道	位登糸田線	田川市川宮（川宮交差点）から 田川郡糸田町まで
飯塚	一般国道	200号	飯塚市勢田（直方市との境）から 飯塚市桑曲（筑紫野市との境）まで
飯塚	一般国道	200号	飯塚市目尾（小竹町との境）から 飯塚市片島二丁目（水江交差点）まで
飯塚	一般国道	211号	嘉麻市桑野（東峰村との境）から 飯塚市片島二丁目（水江交差点）まで
飯塚	一般国道	322号	嘉麻市猪国（田川市との境）から 嘉麻市泉河内（朝倉市との境）まで
飯塚	県道	飯塚福岡線	飯塚市幸袋（夢の大橋交差点）から 飯塚市庄司（宮若市との境）まで
飯塚	県道	飯塚大野城線	飯塚市弁分（弁分交差点）から 飯塚市内住（須恵町との境）まで
飯塚	県道	北九州小竹線	飯塚市鹿毛馬（福智町との境）から 飯塚市口原（小竹上町交差点）まで
飯塚	県道	筑紫野筑穂線	飯塚市山口（筑紫野市との境）から 飯塚市平塚（出雲交差点）まで
飯塚	県道	桂川下秋月線	嘉穂郡桂川町大字寿命（寿命交差点）から 嘉穂郡桂川町大字土師まで

飯塚	県道	穂波嘉穂線	飯塚市高田（県道飯塚大野城線との交差点）から 嘉麻市大隈町（大隅交差点）まで
飯塚	県道	飯塚山田線	飯塚市菰田西三丁目（東町橋東交差点）から 飯塚市芳雄町まで
飯塚	県道	飯塚山田線	嘉麻市鴨生（下鴨生交差点）から 嘉麻市平まで
飯塚	県道	千手稲築線	嘉麻市飯田（飯田交差点）から 嘉麻市岩崎（国道211号との交差点）まで
飯塚	県道	口ノ原稲築線	飯塚市口原（石丸団地交差点）から 嘉麻市岩崎（稲築郵便局前交差点）まで
飯塚	県道	新飯塚停車場線	飯塚市新飯塚（飯塚病院前交差点）から 飯塚市新飯塚（芳雄橋東交差点）まで
飯塚	県道	熊ヶ畑上山田線	嘉麻市上山田（百々谷交差点）から 嘉麻市上山田（大橋交差点）まで
飯塚	県道	原田上山田線	嘉麻市上（国道211号との交差点）から 嘉麻市上山田（百々谷交差点）まで
飯塚	県道	下山田碓井線	嘉麻市牛隈から 嘉麻市牛隈（牛隈交差点）まで
飯塚	県道	幸袋柏森線	飯塚市川島（立岩交差点）から 飯塚市立岩（県総合庁舎入口交差点）まで
飯塚	県道	瀬戸飯塚線	嘉穂郡桂川町大字瀬戸（瀬戸交差点）から 飯塚市飯塚（国道211号との交差点）まで
那珂	一般国道	200号	筑紫野市大字山家（飯塚市との境）から 筑紫野市大字山家（筑前町との境）まで
那珂	一般国道	200号	筑紫野市大字下見（筑前町との境）から 筑紫野市美しが丘北三丁目（原田交差点）まで
那珂	一般国道	385号	那珂川市大字五ヶ山（佐賀県との境）から 那珂川市片縄北四丁目（福岡市との境）まで
那珂	県道	筑紫野インター線	筑紫野市大字古賀（筑紫野インター）から 筑紫野市二日市中央三丁目（市役所入口交差点）まで
那珂	県道	久留米基山筑紫野線	筑紫野市大字原田（佐賀県との境）から 筑紫野市武蔵三丁目（武蔵交差点）まで
那珂	県道	福岡筑紫野線	春日市須玖北一丁目（福岡市との境）から 筑紫野市針摺中央二丁目（針摺交差点）まで
那珂	県道	筑紫野古賀線	筑紫野市二日市中央四丁目（六反交差点）から 太宰府市御笠二丁目（筑紫野古賀線との交差点）まで
那珂	県道	筑紫野古賀線	筑紫野市大字永岡（永岡交差点）から 太宰府市大字北谷（宇美町との境）まで
那珂	県道	大野城二丈線	大野城市山田二丁目（山田四丁目交差点）から 大野城市雑餉隈町二丁目（福岡市との境）まで

那珂	県道	大野城二丈線	春日市大和町五丁目（福岡市との境）から 春日市須玖北七丁目（福岡市との境）まで
那珂	県道	久留米筑紫野線	筑紫野市大字下見（筑前町との境）から 筑紫野市大字永岡（永岡交差点）まで
那珂	県道	福岡早良大野城線	那珂川市大字西畑（福岡市との境）から 春日市大和町一丁目（親和陸橋交差点）まで
那珂	県道	福岡早良大野城線	大野城市山田二丁目（春町東交差点）から 大野城市御笠川一丁目（御笠川四丁目北交差点）まで
那珂	県道	飯塚大野城線	大野城市乙金東四丁目（宇美町との境）から 大野城市御笠川四丁目（御笠川四丁目北交差点）まで
那珂	県道	筑紫野筑穂線	筑紫野市大字吉木（上宝満橋交差点）から 筑紫野市大字袖須原（飯塚市との境）まで
那珂	県道	筑紫野太宰府線	太宰府市五条一丁目（五条交差点）から 太宰府市観世音寺二丁目（関屋交差点）まで
那珂	県道	筑紫野三輪線	筑紫野市大字山家（山家橋東交差点）から 筑紫野市大字山家（筑前町との境）まで
那珂	県道	福岡日田線	大野城市仲畑四丁目（東雲町交差点）から 筑紫野市大字天山（筑前町との境）まで
那珂	県道	基山停車場平等寺筑紫野線	筑紫野市大字山口（山口区民ふれあい広場前）から 筑紫野市大字古賀（三本松 I C 交差点）まで
那珂	県道	板付牛頸筑紫野線	春日市昇町四丁目（寺田池交差点）から 春日市下白水（白水大池公園前）まで
那珂	県道	山田中原福岡線	那珂川市大字山田（那珂川市山田交差点）から 那珂川市中原二丁目（今光二丁目との交差点）まで
那珂	県道	那珂川大野城線	春日市春日四丁目（春日五丁目交差点）から 大野城市御笠川三丁目（御笠川六丁目交差点）まで
那珂	県道	後野福岡線	那珂川市後野二丁目（現人橋交差点）から 那珂川市片縄西五丁目（福岡市との境）まで
那珂	県道	原田停車場津古線	筑紫野市美しが丘北三丁目（原田本町西交差点）から 筑紫野市美しが丘北四丁目（小郡市との境）まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡

大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和5年3月17日

公 告

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年3月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和5年2月10日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 ゆめタウン南行橋
(2) 所在地 行橋市北泉三丁目3番3号

3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社イズミ 代表取締役 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号 外10者	株式会社イズミ 代表取締役 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号 外9者

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があっ

たので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年3月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和5年2月10日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 ゆめタウン筑紫野
(2) 所在地 筑紫野市針摺30番21外

3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社イズミ 代表取締役 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号 外42者	株式会社イズミ 代表取締役 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号 外42者

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年3月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和5年2月10日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 ゆめタウン久留米
- (2) 所在地 久留米市新合川一丁目39番地外

3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社イズミ 代表取締役 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号 外120者	株式会社イズミ 代表取締役 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号 外117者

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年3月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和5年2月10日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 ゆめタウン行橋
- (2) 所在地 行橋市西宮市三丁目125番1外

3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後

株式会社イズミ 代表取締役 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号 外61者	株式会社イズミ 代表取締役 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号 外61者
---	---

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年3月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和5年1月18日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 シュロアモール筑紫野西側敷地
- (2) 所在地 筑紫野市原田836番地4外

3 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

変更前		変更後	
駐車場の位置	収容台数（台）	駐車場の位置	収容台数（台）
西側敷地平面駐車場	682	西側敷地平面駐車場	389
隔地	51		
合計	733	合計	389

4 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

変更前		変更後	
出入口数	駐車場の自動車の出入口の位置	出入口数	駐車場の自動車の出入口の位置
4	西入口No.1：敷地西側 西出口No.2：敷地東側 西出入口No.3：敷地東側 西入口No.4：敷地東側	4	西入口No.1：敷地西側 西出口No.2：敷地東側 西出入口No.3：敷地東側 西入口No.4：敷地東側
2	隔地入口No.1：敷地西側 隔地出入口No.2：敷地東側		

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年3月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和5年1月18日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 シュロアモール筑紫野東側敷地
- (2) 所在地 筑紫野市原田836番地5外

3 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

変更前		変更後	
駐車場の位置	収容台数（台）	駐車場の位置	収容台数（台）
東側敷地平面駐車場	379	東側敷地平面駐車場	324
東側敷地平面駐車場	20	東側敷地平面駐車場	20

隔地平面駐車場	135		
隔地平面駐車場	78		
隔地平面駐車場	235		
合計	847	合計	344

4 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

変更前		変更後	
出入口数	駐車場の自動車の出入口の位置	出入口数	駐車場の自動車の出入口の位置
2	東入口No.1：敷地西側 東側出口No.2：敷地西側	2	東入口No.1：敷地西側 東側出口No.2：敷地西側
1	東出入口No.3：敷地南側	1	東出入口No.3：敷地南側
2	隔地入口No.1：敷地西側 隔地出入口No.2：敷地東側		
1	隔地出入口No.3：敷地東側		
1	隔地出入口No.4：敷地西側		

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和5年3月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

直方市大字下境548番23、548番26、574番1、574番4、575番、575番2、575番3、577番1、580番、581番、582番1から582番4まで、583番、596番3、596番6、596番9から596番13、598番4、613番1、613番5、614番1から614番5まで、615番2の一部、619番1、619番3の一部、620番1、624番1及び624番4

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北九州市小倉南区湯川新町四丁目24番3号

株式会社五郎

代表取締役 洞 皓人

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和 5 年 3 月 3 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 落札に係る物品等の名称及び数量

デジタル印刷機（4 備出88）

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

(2) 所在地

福岡市博多区東公園 7 番 7 号

3 落札者を決定した日

令和 5 年 1 月 31 日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

理想科学工業株式会社福岡営業所

(2) 住所

福岡市中央区大名一丁目 8 番 10 号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

114,358,200円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

令和 4 年 12 月 20 日

公告

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）第7条第1項の規定に基づき、特定農業用ため池を指定したので、同条第3項の規定により次のように公示する。

令和 5 年 3 月 3 日

福岡県知事 服部 誠太郎

特定農業用ため池の名称	所在地	指定年月日
鳴山上池	行橋市大字稲童3541 外	令和 5 年 2 月 20 日
庄ヶ迫下池	行橋市大字稲童3263	令和 5 年 2 月 20 日
畠池	京都郡みやこ町勝山松田642	令和 5 年 2 月 20 日
新池	京都郡みやこ町勝山松田656	令和 5 年 2 月 20 日

公告

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）第7条第1項の規定に基づき指定した特定農業用ため池のうち、次の特定農業用ため池の指定を解除したので、同条第5項において準用する同条第3項の規定により公示する。

令和 5 年 3 月 3 日

福岡県知事 服部 誠太郎

特定農業用ため池の名称	所在地	解除年月日
杉谷 1 池	福岡市早良区大字曲淵字杉谷393番地	令和 5 年 2 月 20 日
宇土池	宗像市赤間文教町631	令和 5 年 2 月 20 日
大牟田池	春日市大字春日1594 - 1	令和 5 年 2 月 20 日
正源寺ため池	久留米市野中町 4	令和 5 年 2 月 20 日
奥の谷中池	北九州市小倉南区大字隠蓑129	令和 5 年 2 月 20 日
剛ノ谷池	北九州市八幡西区大字金剛長尾1176 - 2 外	令和 5 年 2 月 20 日
大道池	宮若市宮田字大道5357 - 1 外	令和 5 年 2 月 20 日

清王下溜池	八女市本字牛焼谷1942-2	令和5年2月20日
中尾池	京都郡みやこ町勝山松田642	令和5年2月20日
ドウテ池	京都郡みやこ町勝山松田656	令和5年2月20日

公告

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第1項の規定に基づき、次のように生産事業者の登録をしたので、同法第16条第1項の規定により公告する。

令和5年3月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

登録番号	生産事業者		生産事業内容	事業所	
	氏名	住所		名称	所在地
福岡県第528号	椿 政子	うきは市浮羽町朝田121-1	種穂（採取） 種穂（精選） 苗木（幼苗の育成） 苗木（幼苗以外の苗木の育成）	椿 政子	うきは市浮羽町朝田

公告

令和5年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のように実施する。

なお、試験に関する事務は、建築士法（昭和25年法律第202号）第15条の6第1項の規定に基づき、昭和60年11月福岡県告示第1683号の2により指定した公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

令和5年3月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 受験資格

二級建築士試験にあつては令和5年7月2日現在、木造建築士試験にあつては令和5年7月23日現在において、次のいずれかに該当する者が受験できる。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学、高等専門学校、高等学校若しくは中等教育学校、旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学、旧専門学校令（明

治36年勅令第61号）による専門学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校において、国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めて卒業した者

- (2) 建築士法の規定により知事が定める受験資格（令和元年12月福岡県告示第537号）により受験資格を認められた者
 (3) 建築実務の経験を7年以上有する者

2 試験

(1) 方法

ア 試験は、学科及び設計製図について、筆記試験により行う。

イ 学科の試験科目は、建築計画、建築法規、建築構造及び建築施工とする。

ウ 設計製図の試験は、学科の試験に合格しなければ受験することができない。なお、令和2年以降の学科の試験に合格した者（他の都道府県知事が行った二級建築士試験又は木造建築士試験の学科の試験に合格した者を含む。）のうち、学科の試験の合格年から令和4年までの設計製図の試験の受験回数が2回（欠席は受験回数に含まれない。）以内の者は、本人の申請により、本年試験の学科の試験が免除される。

(2) 日時及び場所

ア 二級建築士試験

試験の区分	日 時	場 所
学科の試験	令和5年7月2日（日曜日） 午前10時10分～午後5時20分	福岡市東区和白東3-30-1 福岡工業大学
設計製図の試験	令和5年9月10日（日曜日） 午前11時00分～午後4時00分	福岡市東区香住ヶ丘1-1-1 福岡女子大学 福岡市博多区博多駅前2-9-28 福岡商工会議所

イ 木造建築士試験

試験の区分	日 時	場 所
学科の試験	令和5年7月23日（日曜日） 午前10時10分～午後5時20分	福岡市早良区西新6-2-92 西南学院大学

設計製図の試験	令和5年10月8日(日曜日) 午前11時00分～午後4時00分	福岡市東区香住ヶ丘1-1-1 福岡女子大学
---------	------------------------------------	--------------------------

3 受験の申込手続

原則としてインターネットによる受験申込のみとする。詳細は、公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ (<https://www.jaic.or.jp/>) を確認すること。

受付期間	受付時間
令和5年4月3日(月曜日)～同月17日(月曜日)	受付開始日の午前10時00分～ 受付終了日の午後4時00分

インターネットによる受験申込が行えない正当な理由がある場合(身体に障がいがありインターネットの利用が困難である等)には、別途受付方法を案内するので、令和5年4月10日(月曜日)までに公益財団法人建築技術教育普及センター本部(電話050-3033-3822)まで問い合わせること。

4 合格者の発表

二級建築士試験及び木造建築士試験における学科の試験の合格者は令和5年8月21日(月曜日)頃、最終合格者は同年12月7日(木曜日)頃に発表する。発表は合格者に対して通知するほか、公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ (<https://www.jaic.or.jp/>) に掲載して行う。

5 その他

受験手続、合格者の発表の日その他の問合せは、公益財団法人建築技術教育普及センター本部(電話050-3033-3822)、公益財団法人建築技術教育普及センター九州支部(電話092-471-6310)又は公益社団法人福岡県建築士会(電話092-441-1867)に対して行うこと。

公安委員会

福岡県公安委員会規則第1号

福岡県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和5年3月3日

福岡県公安委員会

福岡県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

福岡県警察の組織に関する規則(平成6年福岡県公安委員会規則第24号)の一部を次のように改正する。

第5条の3各号を次のように改める。

- (1) 情報の管理に関する企画及び技術的研究に関すること。
- (2) 情報システムの整備及び管理に関すること。

第20条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 犯罪の取締りのための情報技術の解析に関すること。

第57条第1項中「庶務課」を「特別遊撃隊」に改め、同条第2項中「庶務課」を「特別遊撃隊」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 街頭活動による治安対策に関すること。

第58条の見出しを「(隊長)」に改め、同条第1項中「庶務課」を「特別遊撃隊」に、「課長」を「隊長」に改め、同条第2項中「課長」を「隊長」に改め、同条第3項中「課長」を「隊長」に、「課の」を「隊の」に改める。

附 則

この規則は、令和5年3月7日から施行する。ただし、第57条及び第58条の改正規定は、同年4月1日から施行する。

福岡県公安委員会規則第2号

福岡県警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和5年3月3日

福岡県公安委員会

福岡県警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則

福岡県警察職員の配置定員に関する規則(昭和46年福岡県公安委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第2条各号を次のように改める。

- (1) 警察本部
警察官 3,838人

警察行政職員 578人
(2) 警察署
警察官 7,286人
警察行政職員 327人

附 則

この規則は、令和5年3月7日から施行する。

福岡県公安委員会告示第41号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

令和5年3月3日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所

(1) 講習会の日時
令和5年4月26日（水） 午前10時00分から午後5時30分までの間

(2) 講習会の場所
福岡市中央区天神一丁目3番33号 中央警察署 会議室

(3) 受講対象者
福岡県内に住所を有する者

(4) 受講可能人員
20名

2 講習の科目

時 間	科 目
午前10時00分～午後3時30分	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
午後3時30分～午後4時30分	講習結果に対する考査

午後4時30分～午後5時30分

考査結果の公表
(合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料6,900円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、講習通知書及びテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (6) 会場の都合等により、講習会の場所が隣接警察署等に変更となる場合もあるが、その場合は、事前に受講希望者に連絡する。

福岡県公安委員会告示第42号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

令和5年3月3日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所

日 時	場 所	開催警察署
令和5年4月5日（水） 午後1時30分～午後4時30分	行橋市中央一丁目1番2号 行橋警察署 会議室	行橋警察署
令和5年4月21日（金） 午後1時30分～午後4時30分	筑後市大字山ノ井338番地 筑後警察署 会議室	筑後警察署
令和5年4月27日（木） 午後1時30分～午後4時30分	朝倉市甘木225番地1 朝倉警察署 会議室	朝倉警察署

2 講習の科目

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、講習通知書及びテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (6) 会場の都合等により、講習会の場所を変更する場合がある。その場合は、事前に受講希望者に連絡することとなるので注意すること。

福岡県公安委員会告示第43号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の5第1項に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（技能講習）を次のとおり開催するので告示する。

令和5年3月3日

福岡県公安委員会

1 散弾銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
令和5年5月11日（木） 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字柚須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	トラップ射撃	各18名
令和5年5月18日（木） 午前9時00分～午後5時00分			

2 ライフル銃技能講習・ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員

令和5年5月11日（木） 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字柚須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	大口徑 ライフル射撃	15名
---------------------------------	-----------------------------------	---------------	-----

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、技能講習受講申込書に所定の事項を記入し、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1か月前までに申し込むこと。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料12,700円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習の当日は、所持許可証、技能講習通知書、技能講習に用いる銃砲及び当該銃砲に適合し、かつ、福岡県立総合射撃場で使用可能な実包を必ず持参すること。
- (5) 講習の当日は、耳栓、ベスト、雨具等射撃する際に必要な用具を必ず持参すること。
- (6) 講習時間の都合上、射撃の練習を行う時間がないので、受講者は、事前に射撃の練習をするように努めること。
- (7) ライフル銃技能講習と散弾銃技能講習を同一日に受講することはできないので、各々別の日に受講すること。
- (8) 講習に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (9) 気象状況等により講習時間を変更する場合は、福岡県立総合射撃場が、事前に受講希望者に連絡する。

雑 報

公衆浴場入浴料金の今後のあり方についての答申案に関し、審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱（平成12年2月29日11行政推第92号）第8条第1項の規定により、提出された意見の要旨及び知事への答申について次のとおり公表します。

令和5年3月3日

福岡県生活衛生営業審議会 会長 笹 川 洋 平

1 提出された意見の要旨

- (1) 期間内に提出された意見の総数 0件

2 知事への答申

公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和32年厚生省第38号）第2条に基づく料金の指定については、大人は現行の450円から30円の値上げを行い480円とし、中人は現行の180円から20円の値上げを行い200円とし、小人は現行の70円から30円の値上げを行い100円とすることが適当である。

料金の改定は、令和5年4月1日からとすることが適当である。

（理由）

- (1) 今般の燃料費の高騰等を踏まえ、公衆浴場営業者から料金引き上げの要望がなされたこと。
- (2) このほど県が実施した公衆浴場経営実態調査結果に基づき、収入および必要経費の両面から算定した料金単価は大人ベースで482円であり、現行料金450円との差額は32円であったこと。また、中人料金、小人料金は、これまでの改定状況や利用者への影響、全国の状況なども踏まえ、これを改定する必要があること。
- (3) 答申後、一定の周知期間を経て速やかに実施することが望ましいことから、今回の答申に基づく改定は令和5年4月1日からとすることが適当と考えられること。

（補足意見）

地域の公衆衛生の向上及び増進のため、県及び市町村にあつては、これまでも普通公衆浴場の経営の安定と施設の確保を目的に所要の助成措置が講じられており、営業者にあつては、種々の取組の実施など自助努力がなされているところである。しかしながら、今般の燃料費の高騰など、普通公衆浴場を取り巻く経営環境はさらに厳しさを増している。

普通公衆浴場に課せられた自家風呂を持たない住民に対する入浴機会の提供という社会的使命や、高齢者をはじめとする地域住民相互の交流促進、地域住民の健康づくりや親子のふれあいの場といった役割を十分に斟酌され、営業者におかれては季節のイベント開催など集客のための様々な取組を推進し、行政関係者にあつては営業者の取組の広報強化や公的助成の充実、新たな活用方法の検討など、その振興による公衆浴場施設の確保に努める必要がある。